

令和7年度 佐城北地区消防用設備保守点検業務委託仕様書

- 1 委託業務名 令和7年度 佐城北地区消防用設備保守点検業務
- 2 委託業務場所

佐賀市鍋島町森田 321 番地	佐賀県立ろう学校
佐賀市金立町金立 2339 番地 2	佐賀県立金立特別支援学校
佐賀市大和町大字尼寺 1698 番地	佐賀県立高志館高等学校
佐賀市大和町久留間 3353 番地	佐賀県立大和特別支援学校
小城市小城町 176 番地	佐賀県立小城高等学校
小城市牛津町牛津 274 番地	佐賀県立牛津高等学校
多久市北多久町大字小侍 23 番地	佐賀県立多久高等学校
- 3 契約方法 条件付一般競争入札
- 4 入札金額 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない業務委託校全校分の総額とする。  
なお、各学校の内訳額を記載すること。
- 5 点検種別及び回数
  - ・機器点検 . . . 1 回
  - ・総合点検（機器を含む） . . . 1 回
  - ・緊急保守（消防用設備に異常及び故障が発生した場合の対応）
- 6 対象設備 別紙のとおり
- 7 業務内容
  - (1) 消防法、同法施行令、同法施行規則、消防庁告示及び消防庁通知で定められた基準に基づく点検業務の実施。
  - (2) 建築基準法第 12 条第 4 項に基づく防火設備検査員による随時閉鎖式の防火設備の点検業務の実施。
  - (3) 点検後、法令で定められた点検結果報告書の提出。また、必要に応じて消防署へ報告書の提出。なお、次の点についても学校へ報告すること。
    - ・点検不可のものがある場合、その旨を報告すること。対応策について検討すること。
    - ・図面や仕様書（別紙 1～3）の数との相違がある場合は報告すること。

- (4) 学校が要請した場合の消防訓練時における技術者の派遣、指導協力。
- (5) 簡易な調整及び修理等の実施（交換部品が生じた場合を除く）。
- (6) 管理者及び防火管理者への指導及び助言。
- (7) 消防用設備に異常及び故障が発生した場合の迅速な対応。

8 委 託 期 間      令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

9 支 払 方 法      2回に分けて支払うものとし、第1回目の点検業務及び4月から9月保守分を前期分、第2回目の点検業務及び10月から3月保守分を後期分として、各期間満了後、各学校分をそれぞれの学校へ請求する。各学校は適法な請求書を受理してから30日以内に支払う。

10 そ の 他      ・委託予定7校の総額により落札とする。  
・契約書では契約額、各校ごとの内訳額及び各回の支払額を明記すること。







#### 別紙4

- ※1 上記で明示されていない機器、付属品類であっても、消防法等関係法令上又は設備の作動上必要なものについては、業務の範囲とする。
- ※2 自動火災報知設備の受信機については、常用及び予備電源装置を含む。
- ※3 消火器については、必要な放射試験を含む。
- ※4 消火栓については、起動スイッチを含む。
- ※5 消火栓ホース耐圧試験については、10年経過後3年毎に実施する。
- ※6 加圧送水装置については、フードバルブを含む。
- ※7 非常放送設備については、アンプ・増幅器・起動装置・電源装置・スピーカー等一式とする。
- ※8 防火扉・防火シャッターについては、自動開閉装置を含む。なお、( )内の数字は、全体の数のうち、随時閉鎖式の数を表す。  
また、金立特別支援学校及び高志館高等学校においては、火災報知機に連動していない温度ヒューズ式の防火扉があるが、これらも点検対象とする。
- ※9 漏電火災警報設備については、ブザーを含む。
- ※10 火災通報装置については、本体・遠隔起動装置等一式とする。
- ※11 特に高い場所に設置されている感知器までのおおよその高さは以下のとおり。  
高志館高等学校・体育館・武道場6m、車庫・農業機械実習棟、園芸実習棟5.5m、造園倉庫棟、土木実習棟5m  
金立特別支援学校・特別教室棟廊下8m、食堂4m、寄宿舎棟廊下7m、体育館ステージ4m、分校舎ブレイルーム5m、分校舎ワークヤード4.5m  
多久高等学校・第一実習棟7m、第三実習棟6m、第四実習棟6m  
ろう学校・体育館7m、産業工芸棟5.5m
- ※12 各学校の天井裏にある煙感知器は、天井点検口より点検する。